## 平成28年度

# 定期監査報告書

平成29年3月

小樽市監査委員

## 目 次

1	監査執行者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	監査の対象部局及び実施した室課等の数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	監査の主眼及び実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
6	部局別の監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

#### 平成28年度 定期監査報告

#### 1 監査執行者

監査委員 菊 池 洋 一

監査委員 前 田 清 貴

#### 2 監査の実施期間

平成28年10月13日から平成29年1月26日まで

#### 3 監査の対象部局及び実施した室課等の数

	対 1	象部	3 局	İ	実施した室課等の数
消	防本	部 •	消息	方 署	8
水		道		局	8
教	育	委	員	会	11(小中学校)
病		院		局	1 5
議	会	事	務	局	1
		計			4 3

#### 4 監査の主眼及び実施方法

平成28年度の財務に関する事務の執行について、合規性、正確性及び効率性の視点から、適正かつ効率的に行われているかに重点を置きました。

監査に当たっては、あらかじめ予算執行状況や契約実績等に係る資料の提出を求めるとともに、諸帳票類その他の財務関係書類について抽出により審査を行い、あわせて関係職員から説明を受け、その内容を確認する方法により実施しました。

#### 5 監査の結果

各部局の監査結果については、おおむね適正に事務処理がなされていましたが、一部に おいて是正、注意又は検討を要する事項が見受けられました。

それらの具体的な内容については「6 部局別の監査結果」にありますので、今後の事務 執行に当たっての参考としてください。

なお、本年度は43室課等のうち20室課等で39件の指摘事項があり、その事務分類別の内訳は、次のとおりです。

文 書	服務	予算執行	物品	出納	契約	計
件	件	件	件	件	件	件
6	2 2	4	2	2	3	3 9

#### 6 部局別の監査結果

指摘事項等の内容は、次のとおりです。

なお、表中に※印で付記したものは、指摘事項には当たらないものの、より適正な事務 処理や効率的な事務処理を行うために注意・検討を要すると認められる事項です。

#### <消防本部・消防署>

室課等 実施期日	指摘事項等の内容	関係法令等
	<消防手数料の現金収納に係る事務について> ・収納金を分任出納員から出納員に引継ぎする際に、現金収入簿兼引継簿に引継年月日が記載されていないものが複数ありました。(出納)	出納員規則第16条第3 号及び第6号
消防本部 総務課	・収納金を出納員等が指定金融機関に払い込む際の現金納付簿において、払 込年月日と指定金融機関の領収年月日が相違しているものがありました。 (出納)	出納員規則第16条第2 号
平成28年10月13日		
消防署 銭函支署 平成28年10月14日	<出勤管理票の処理について> ・法要に係る特別休暇を取得する際に、理由欄に氏名及び日付の記載のないものが複数ありました。(服務)	出勤管理票事務処理 要領3-(7)
	<自動車台帳の処理について> ・消防自動車の放水量試験年月日が車両購入年月日より前の日付になっているものが複数ありました。(文書)	消防機械器具管理規 程第24条第1号(様式 第7号)
消防本部 警防課 平成29年1月11日	<週休日の振替・半日勤務時間の割振り変更簿の処理について> ・週休日の振替は課長の専決事項ですが、係長の決裁で処理されているものが ありました。(文書)	消防事務専決規程 別表1-(10)
	<出勤管理票の処理について> ・職務に専念する義務を免除される場合において、義務免欄に「○」を記載すべきところ「0.5」と記載しているものがありました。(服務)	出勤管理票事務処理 要領3-(13)
消防署 各出張所・支所 平成29年1月11日	<消毒実施簿の処理について> <ul> <li>・消毒実施簿に記載がないため、月1回の定期消毒の実施状況が確認できないものがありました。(文書)</li> <li>く出勤管理票の処理について&gt;</li> <li>・服喪に係る特別休暇の日数には週休日及び休日が含まれますが、週休日を除いた日数を記載しているものがありました。(服務)</li> </ul>	消防救急業務規程第 31条第1項第1号及び 第2項 出勤管理票事務処理 要領3-(1)
消防本部 予防課 平成28年10月21日		
消防署 消防課 平成29年1月11日	指摘事項なし	

室課等 実施期日	指摘事項等の内容	関係法令等
消防署 警備1課 平成29年1月11日	指摘事項なし	
消防署 警備2課 平成29年1月11日	1日1月子*犬ぐみ 〇	

## <水道局>

室 課 等 実 施 期 日	指摘事項等の内容	関係法令等
浄水センター 平成28年10月14日		
		時間外勤務等命令事務処理要綱6
水処理センター 平成28年11月21日	・命令時間を訂正する際に、所属長による訂正印のないものや所属長でない 者の訂正印を押しているものがありました。(服務)	時間外勤務等命令事 務処理要綱4
	<ush <tr=""> &lt;収発件名簿の処理について&gt;   ・対外文書の発送に係る起案文書に記載された施行年月日と、収発件名簿に記載された日付が相違しているものがありました。(文書)</ush>	水道局文書事務取扱 規程第21条第1項
管路維持課 平成28年11月22日	<出勤管理票の処理について> <ul> <li>・職務に専念する義務を免除される場合は、義務免欄に「○」を記載し、月日又は期間若しくは時間欄に免除される時間を記入するものですが、義務免欄に「1.0」と記載し、月日又は期間若しくは時間欄に時間の記載のないものがありました。(服務)</li> </ul>	出勤管理票事務処理 要領3-(13)
整備推進課平成28年11月22日	<b>&lt;出勤管理票の処理について&gt;</b> <ul> <li>・職務に専念する義務を免除される場合は、義務免欄に「○」を記載し、月日又は期間若しくは時間欄に免除される時間を記入するものですが、義務免欄に「○.5」と記載し、月日又は期間若しくは時間欄に時間ではなく「PM」と記載しているものがありました。(服務) </li> </ul>	出勤管理票事務処理 要領3-(13)
サービス課 平成28年11月30日		

室 課 等 実 施 期 日	指摘事項等の内容	関係法令等
水質管理課 平成28年10月26日		
総務課 平成28年11月7日	指摘事項なし	
業務課 平成28年11月21日		

## <教育委員会> (小中学校34校中11校を抽出して実施)

室課等 実施期日	指摘事項等の内容	関係法令等
奥沢小学校 平成28年10月17日	<嘱託員の出勤簿の処理について> ・半日単位の年次有給休暇を取得した際に、「午前」又は「午後」の記載のないものがありました。(服務)	臨時職員・嘱託員の 出勤簿及び出勤管理 票の取扱いについて (H10.12.24職員課長)
天神小学校 平成28年10月17日	<嘱託員の出勤簿の処理について> ・半日単位の年次有給休暇を取得した際に、「午前」又は「午後」の記載のないものがありました。(服務)	臨時職員・嘱託員の 出勤簿及び出勤管理 票の取扱いについて (H10.12.24職員課長)
望洋台小学校 平成28年10月19日	<理化学薬品受払簿の処理について> ・理化学薬品の在庫量と受払簿に記載された現在量が一致していないものがありました。(物品)	理化学薬品受払簿の 改訂について (H6.11.21学校教育 部施設課長)
長橋小学校 平成28年10月20日	<嘱託員の出勤確認書及び報酬の支給について> ・出勤管理票で欠勤を承認された日について、報酬の額を算定する出勤確認書において年次有給休暇として処理したため、報酬が過支給となっているものがありました。(服務)	報酬、費用弁償及び 実費弁償条例第3条第 5項
忍路中学校 平成28年10月20日	<理化学薬品受払簿の処理について> ・理化学薬品の在庫があるにもかかわらず、受払簿に現在量の記載のないものがありました。(物品)	理化学薬品受払簿の 改訂について (H6.11.21学校教育 部施設課長)
松ヶ枝中学校 平成28年10月24日		臨時職員に対する通 勤費(賃金)の支給 要綱

室 課 等 実 施 期 日	指摘事項等の内容	関係法令等
桂岡小学校 平成28年10月17日		
入船小学校 平成28年10月24日		
朝里小学校 平成28年10月24日	指摘事項等なし	
豊倉小学校 平成28年10月26日		
望洋台中学校 平成28年10月19日		

## <病院局>

室 課 等 実 施 期 日	指摘事項等の内容	関係法令等
	< <b>資金前渡の処理について&gt;</b> ・ 経費支出伺及び資金前渡支出伺に記載された資金の取扱期間の後に、支払をしているものがありました。(予算執行)	
高等看護学院 平成28年11月30日	<出勤管理票の処理について> ・子の看護のための特別休暇を取得する際に、理由欄に子の名前の記載のないものがありました。(服務)	出勤管理票事務処理 要領3-(7)
	<b>&lt;時間外勤務等命令簿の処理について&gt;</b> <ul> <li>・週休日の振替により、1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた際に、時間外勤務等命令簿の処理がされていないため、時間外勤務手当(100分の25)が未支給となっているものがありました。(服務)</li> </ul>	病院局職員給与規程 第37条第3項
	<資金前渡の処理について> ・経費支出伺及び資金前渡支出伺に記載された資金の取扱期間の後に、支払をしているものがありました。(予算執行)	
	・用務終了後5日以内に精算がされていないものがありました。(予算執行)	病院事業会計規程第 27条第1項第2号
事務部 事務課 平成29年1月24日	・見積通知書において契約方法を「複写機印刷枚数当たりの単価による契約」 としていますが、契約書では当該単価のほかに、月額基本料金を含めていま した。(複写機の賃貸借)(契約)	
	<指令番号簿の処理について> ・会計年度毎に作成されていませんでした。(文書)	病院局文書事務取扱 規程第17条第2項
	< 支出負担行為に係る事務について> ※「営繕・修理伺」において、起案年月日及び決裁年月日の記載がなく、支出負担行為の日付が確認できないものとなっているため、伺の様式について整理が必要と考えます。(文書)	- //ult://///

室課等 実施期日	指摘事項等の内容	関係法令等
事務部 医事課 平成29年1月25日	<嘱託員の出勤簿の処理について> ・任用条件通知書で休日と定められている日に、出勤印の押印のあるものがありました。(服務)	
	<出勤管理票の処理について> ・法要に係る特別休暇を取得する際に、理由欄に氏名及び日付の記載のないものがありました。(服務)	出勤管理票事務処理 要領3-(7)
	・服喪に係る特別休暇を取得する際に、理由欄に氏名及び日付の記載のないものがありました。(服務)	同上
医療技術部 平成29年1月25日	<ul><li>・つわりのための特別休暇を取得する際に、理由欄に出産予定日の記載のないものがありました。(服務)</li></ul>	同上
	<ul><li>・子の看護のための特別休暇を取得する際に、理由欄に子の症状の記載のないものがありました。(服務)</li></ul>	同上
	<時間外勤務等命令簿の処理について> ・週休日の振替により、1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた際に、時間外勤務等命令簿の処理がされていないため、時間外勤務手当(100分の25)が未支給となっているものがありました。(服務)	病院局職員給与規程 第37条第3項
	<出勤管理票の処理について> ・法要に係る特別休暇を取得する際に、理由欄に日付の記載のないものがありました。(服務)	出勤管理票事務処理 要領3-(7)
看護部 平成29年1月26日	・子の看護のための特別休暇は、1日又は時間を単位として取得するものですが、月日又は期間若しくは時間欄に「PM」と記載し、特別休暇欄に取得時間を「4」と記載しているものが複数ありました。(服務)	子の看護のための休暇(運用方針)
	・職務に専念する義務を免除される場合において、月日又は期間若しくは時間欄に免除される時間の記載のないものがありました。(服務)	出勤管理票事務処理 要領3-(13)
事務部 経営企画課 平成29年1月24日		
事務部 診療情報管理課 平成29年1月25日		
医局 平成29年1月25日		
精神科医療センター 平成29年1月25日	指摘事項等なし	
認知症疾患医療セン ター 平成29年1月25日		
薬剤部 平成29年1月26日		
地域医療連携室 平成29年1月26日		

室課等 実施期日	指摘事項等の内容	関係法令等
医療安全管理室 平成29年1月26日		
感染防止対策室 平成29年1月26日	指摘事項等なし	
スキンケア管理室 平成29年1月26日		

#### <議会事務局>

実施期日	指摘事項等の内容	関係法令等
平成28年11月2日	<資金前渡の処理について> ・資金の取扱期間が7日以上にわたる際に、現金整理簿による処理がされていないものがありました。(予算執行)	財務会計規則第71条

#### 7 おわりに

監査の結果は前述のとおりですが、制度改正や新たな事業の取組などにより市の業務が複雑・ 多様化している中、これまで以上に適正な事務の執行が求められています。

こうした中、本年度の監査を振り返ってみますと、各部局において、適正かつ効率的な事務処理 に努めていることがうかがわれ、おおむね適正に事務が執行されているという印象を受けました。

しかしながら、監査結果を個別に見てみますと、服務に係る事務では時間外勤務等命令簿や出 勤管理票等の処理において、予算執行に係る事務では資金前渡の処理において、軽微なミスが多 く見られたほか、契約に係る事務において、適切とは言い難い処理が見受けられました。これらに つきましては、これまでの監査でも見られていた誤りですので、再発防止の観点から、各部局にお かれましては、チェック体制の見直しなど内部統制の強化を図られることが肝要と考えます。

おわりになりますが、職員一人一人が根拠法令等を十分に理解して事務の執行に当たられることはもとより、職員のスキルアップに向けた職員研修の充実に取り組まれるなど、より一層適正かつ効率的な事務の執行に努められますよう望むものです。